

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8月26日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）<u>中等教育学校の後期課程</u>、特別支援学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）又は大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学するものうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>（貸与の期間）</p> <p>第4条 奨学資金を貸与する期間は、奨学資金の貸与を受けることとなった月から高等学校等又は大学等の正規の修業年限（<u>高等学校の通信制の課程又は学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程にあっては、4年</u>）の終了する月までとする。</p> <p>（高等学校等奨学資金の貸与の申請）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）又は大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）若しくは修業年限が2年以上の専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在学するものうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>（貸与の期間）</p> <p>第4条 奨学資金を貸与する期間は、奨学資金の貸与を受けることとなった月から高等学校等又は大学等の正規の修業年限の終了する月までとする。</p> <p>（高等学校等奨学資金の貸与の申請）</p>

第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下「中学校」という。）在学時申請と高等学校等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(連帯保証人等)

第5条の4 略

2 前項の連帯保証人及び保証人は、各1人とし、連帯保証人は、申請者が未成年である場合はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。ただし、これらの者を連帯保証人としてすることが困難な場合には、教育委員会が認める者を連帯保証人としてすることができる。

3 略

(誓約書)

第6条 前条の規定により奨学資金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、教育委員会が指定する日までに連帯保証人及び保証人と連署した誓約書（別記様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 略

(奨学資金の取りやめ及び辞退)

第9条 略

2 奨学生は、鳥取県育英奨学資金辞退届（別記様式第7号の2）を教育委員会に提出することにより、いつでも奨学資金を辞退することができる。

(借用証書の提出)

第10条 奨学生は、奨学資金の貸与が終了し、又は前条の規定により奨学資金の貸与を取りやめられ、若しくは辞退したときは、連帯保証人及び保証人と連署した鳥取県育英奨学資金借用証書（別記様式第8号。以下「借用証書」という。）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

2 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、借用証書を提出しなければならない。この場合は、相続人又は連帯保証人が借用証書の本人欄に署名し、連帯保証人等の連署は不要とする。

第4条の2 高等学校等奨学資金の貸与の申請は、中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下「中学校」という。）在学時申請と高等学校等在学時申請に区分して行うものとし、当該申請に係る資格を有する者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(連帯保証人等)

第5条の4 略

2 前項の連帯保証人及び保証人は、各1人とし、連帯保証人は、申請者が未成年である場合はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

3 略

(誓約書)

第6条 前条の規定により奨学資金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、決定通知書を受けた日から15日以内に連帯保証人及び保証人と連署した誓約書（別記様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 略

(奨学資金の取りやめ及び辞退)

第9条 略

2 奨学生は、いつでも奨学資金を辞退することができる。

(借用証書の提出)

第10条 奨学生は、奨学資金の貸与が終了し、又は前条の規定により奨学資金の貸与を取り止められ、若しくは辞退したときは、連帯保証人及び保証人と連署した鳥取県育英奨学資金借用証書（別記様式第8号。以下「借用証書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、前項の規定に準じて借用証書を提出しなければならない。

(奨学資金の返還)

第11条 略

2 第9条の規定により、奨学資金を取りやめられ、又は辞退した者は、10年以内に前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

3 正当な理由なく奨学資金の最終の貸与の日の属する月の翌々月の月末までに借用証書を提出しない者にあつては、半年賦の方法による返還を選択したものとみなす。

4 前3項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、貸与した奨学資金の即時返還を命ずることができる。

(1)~(3) 略

別記様式第1号の3(第4条の3関係)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書	
略	
学校所在地	
略	

備考 略

別記様式第3号(第5条の2関係)

鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書	
略	
学校所在地	
略	

備考 略

別記様式第4号(第5条の3関係)

(表)

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(大学等在学時申請用)			
略			
学校名等		略	略
学校所在地			
略			

(裏)

略

備考 略

別記様式第5号(第6条関係)

誓 約 書

私は、このたび鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づき、奨学資金の貸与の決

(奨学資金の返還)

第11条 略

2 第9条の規定により、奨学資金を取り止められ、又は辞退した者は、10年以内に前項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、奨学生が次の各号の一に該当するときは、貸与した奨学資金の即時返還を命ずることができる。

(1)~(3) 略

別記様式第1号の3(第4条の3関係)

鳥取県高等学校等奨学資金貸与予定者進学届出書	
略	
学校所在地	
学校設置者	
略	

備考 略

別記様式第3号(第5条の2関係)

鳥取県大学等奨学資金貸与予定者進学届出書	
略	
学校所在地	
学校設置者	
略	

備考 略

別記様式第4号(第5条の3関係)

(表)

鳥取県大学等奨学資金貸与申請書(大学等在学時申請用)			
略			
学校名等		略	略
学校所在地			
学校設置者			
略			

(裏)

略

備考 略

別記様式第5号(第6条関係)

誓 約 書

私は、このたび鳥取県育英奨学資金貸与規則に基づき、奨学資金の貸与の決

定を受けました。

つきましては、今後規則及び御指示の事項を堅く守り、学業に励み、性行を慎み成業いたします。

なお、奨学資金の償還その他の義務についても、規定に従い、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

年 月 日

本人

住所

氏名

印

法定代理人 続柄 本人の()

住所

氏名

印

連帯保証人

住所

氏名

印

保証人

住所

氏名

印

鳥取県教育委員会 様

(注意)

- 1 法定代理人は、本人が未成年者である場合に限る。
- 2 この誓約書に押印した連帯保証人及び保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

別記様式第6号(第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請します。

奨学生 番号		(フリガナ)	住所	郵便番号
		氏名		
		生年月日	年月日生	電話番号(局番)
略				
備考 略				

別記様式第7号の2(第9条関係)

鳥取県育英奨学資金辞退届

奨学生番号 第 号

在学学校名

氏名

次のとおり奨学資金の貸与を辞退しますので、お届けます。

記

1 期日 年 月 日より

2 理由

定を受けました。

つきましては、今後規則及び御指示の事項を堅く守り、学業に励み、性行を慎み成業いたします。

なお、奨学資金の償還その他の義務についても、規定に従い、連帯保証人及び保証人とともにその責に任じます。

年 月 日

住所

本人氏名

印

住所

右法定代理人 続柄 本人の()

氏名

印

住所

連帯保証人

氏名

印

住所

保証人

氏名

印

鳥取県教育委員会 様

(注意) 法定代理人は、本人が未成年者である場合に限る。

別記様式第6号(第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書

鳥取県教育委員会 様

年 月 日

次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請します。

決定番号		(フリガナ)	住所	郵便番号
		氏名		
		生年月日	年月日生	電話番号(局番)
略				
備考 略				

年 月 日

住 所

本人氏名

㊞

住 所

連帯保証人氏名

㊞

鳥取県教育委員会 様

別記様式第 8 号 (第 10 条関係)

印紙税法に より印紙を 貼付する	鳥取県育英奨学資金借用証書
借用金額	百 十 万 千 百 十 円 也
<p>鳥取県育英奨学生として貸与を受けました上記奨学資金は、規定に従い 私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓 約いたします。</p> <p>万一奨学資金の返還を怠った場合には、奨学資金返還明細書に記載した 返還期限の到来前において指定された日までに返還未済額の全部を一括返 還することを請求され締執行の手続をとられても異議ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> <p>住 所 _____ 本 人 ㊞</p> <p>電話 () - _____ 年 月 日生</p> <p>住 所 _____ 法定代理人 ㊞</p> <p>電話 () - _____ 続柄・本人の()</p> <p>住 所 _____ 連帯保証人 ㊞</p> <p>電話 () - _____ 続柄・本人の()</p> <p>年 月 日生</p> <p>私は、上記の本人及び連帯保証人が奨学資金返還義務の履行を怠ったと きは、その義務を継続履行します。</p> <p>住 所 _____ 保 証 人 ㊞</p> <p>電話 () - _____ 続柄・本人の()</p> <p>年 月 日生</p>	

鳥取県育英奨学資金返還明細書									
奨学生 番 号		返還総額	百	十	万	千	百	十	円

別記様式第 8 号 (第 10 条関係)

印紙税法に より印紙を 貼付する	鳥取県育英奨学資金借用証書
借用金額	百 十 万 千 百 十 円 也
<p>鳥取県育英奨学生として貸与を受けました上記奨学資金は、規定に従い 私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓 約いたします。</p> <p>万一奨学資金の返還を怠った場合には、奨学資金返還明細書に記載した 返還期限の到来前において指定された日までに返還未済額の全部を一括返 還することを請求され締執行の手続をとられても異議ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> <p>本 人 ㊞</p> <p>住 所 _____ 法定代理人 ㊞</p> <p>電話 () - _____ 続柄・本人の()</p> <p>住 所 _____ 連帯保証人 ㊞</p> <p>電話 () - _____ 続柄・本人の()</p> <p>年 月 日生</p> <p>私は、上記の本人及び連帯保証人が奨学資金返還義務の履行を怠ったと きは、その義務を継続履行します。</p> <p>住 所 _____ 保 証 人 ㊞</p> <p>電話 () - _____ 続柄・本人の()</p> <p>年 月 日生</p>	

鳥取県育英奨学資金返還明細書									
決定番号		返還総額	百	十	万	千	百	十	円

略

(記入上の注意)

1～4 略

5 半年賦又は月賦のいずれか希望のものについて記入すること。

6及び7 略

8 この借用証書に押印した連帯保証人及び保証人の印鑑については、市町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

別記様式第9号(第12条関係)

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書

奨学生番号 第 号
出身学校名
氏 名

次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。

記

- 1 猶予期間 年 月 日より
年 月 日まで
- 2 理 由
年 月 日

住 所
本人氏名 ㊟
住 所
連帯保証人氏名 ㊟
住 所
保証人氏名 ㊟

鳥取県教育委員会 様

添付書類 略

別記様式第10号(第13条関係)

鳥取県育英奨学資金返還免除申請書

奨学生番号 第 号
出身学校名
氏 名

次のとおり奨学資金の返還の免除を申請します。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 返還済額 円
- 3 返還免除を希望する額 円
- 4 理由

年 月 日

住 所
相続人(本人との続柄)氏名 ㊟
住 所

略

(記入上の注意)

1～4 略

5 年賦、半年賦又は月賦のうちいずれか希望のものについて記入すること。

6及び7 略

別記様式第9号(第12条関係)

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書

決定番号 第 号
出身学校名
氏 名

次のとおり奨学資金の返還の猶予を申請します。

記

- 1 猶予期間 年 月 日より
年 月 日まで
- 2 理 由
年 月 日

住 所
本人氏名 ㊟
住 所
連帯保証人氏名 ㊟
住 所
保証人氏名 ㊟

鳥取県教育委員会 様

(注意)

添付書類 略

別記様式第10号(第13条関係)

鳥取県育英奨学資金返還免除申請書

決定番号 第 号
出身学校名
氏 名

次のとおり奨学資金の返還の免除を申請します。

記

- 1 貸与総額 円
- 2 返還済額 円
- 3 返還免除を希望する額 円
- 4 理由

年 月 日

住 所
相続人(本人との続柄)氏名 ㊟
住 所

連帯保証人氏名 ㊟
住 所
保 証 人 氏 名 ㊟

鳥取県教育委員会 様
(注意) 略

別記様式第11号 (第15条関係)

鳥取県育英奨学生異動届

下記のとおり異動しましたので、お届けします。

記

1 異動内容 発生年月日 年 月 日

2 異動内容

(新)

(旧)

年 月 日

奨学生番号 第 号

在学(出身)学校名

氏 名

鳥取県教育委員会 様

別記様式第12号 (第15条関係)

鳥取県育英奨学生保証人変更届

奨学生番号 第 号

在学(出身)学校名

氏 名

次のとおり変更しましたので、お届けします。

記

1 旧連帯保証人(保証人) 氏 名

2 新連帯保証人(保証人) 氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

住 所

続 柄

3 変更する理由

年 月 日

住 所

本人氏名

住 所

連帯保証人(保証人)氏名 ㊟

鳥取県教育委員会 様

(注意) この変更届に押印した連帯保証人又は保証人の印鑑については、市

町村長が作成した印鑑登録証明書を添付すること。

別記様式第13号 (第15条関係)

連帯保証人氏名 ㊟
住 所
保 証 人 氏 名 ㊟

鳥取県教育委員会 様
(注意) 略

別記様式第11号 (第15条関係)

鳥取県育英奨学生異動届

下記のとおり異動しましたのでお届けします。

記

1 異動理由 発生年月日 年 月 日

2 異動理由

年 月 日

決定番号 第 号

在学(出身)学校名

氏 名

鳥取県教育委員会 様

別記様式第12号 (第15条関係)

鳥取県育英奨学生保証人変更届

決定番号 第 号

在学(出身)学校名

氏 名

次のとおり変更しましたのでお届けします。

記

1 旧連帯保証人(保証人) 氏 名

2 新連帯保証人(保証人) 氏 名 ㊟

生年月日

住 所

続 柄

3 変更する理由

年 月 日

住 所

本人氏名

住 所

連帯保証人(保証人)氏名 ㊟

鳥取県教育委員会 様

別記様式第13号 (第15条関係)

<p>鳥取県育英奨学生死亡届</p> <p>奨学生番号 第 号</p> <p>在学(出身)学校名</p> <p>氏 名</p> <p>次のとおり死亡しましたので、関係書類を添えてお届けします。</p> <p>記</p> <p>死亡年月日 年 月 日</p> <p>年 月 日</p> <p>相続人又は連帯保証人</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p>	<p>鳥取県育英奨学生死亡届</p> <p>決定番号 第 号</p> <p>在学(出身)学校名</p> <p>氏 名</p> <p>次のとおり死亡しましたので、関係書類を添えてお届けします。</p> <p>記</p> <p>1. 死亡年月日 年 月 日</p> <p>2. 死因</p> <p>年 月 日</p> <p>相続人又は連帯保証人</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に奨学資金の貸与を受けている者(貸与を休止されている者を含む。)については、改正後の別記様式第8号及び別記様式第12号の規定にかかわらず、印鑑登録証明書は、添付を要しないものとする。